

税金 Q & A

三輪厚二税理士事務所(大阪・大阪市)の協力により、
税務FAXニュース「リーダスクラブ」より掲載。
資料請求・お問合わせ先 TEL 06(6209)8393
http://www.zeirishi-miwa.co.jp/

Q 法人税では、損金経理という言葉と損金の額に算入するという言葉が出てきますが、どう違うのですか？

A 次のように違います。

「損金経理」は、法人税法において、「法人がその確定した決算において費用または損失として経理すること」と規定しています。
法人税は、確定決算主義を採っていますので、株主総会等の承認を受けた確定決算に基づいて所得金額や法人税額を計算することになります。

「損金経理」とは、法人税法において、「損金の額に算入される」というのは、法人の所得金額から減額することをいいますので、損金経理したもののほか、確定決算において損金経理していなかったもので申告調整によって所得金額から減額したのも含まれることとなります。

る意思表示をすること)をすることによって損金算入額が決定することとなります。

つまり、損金経理した金額だけが損金の額に算入され、損金経理をしなかった金額は、たとえ損金算入限度額に余りがあっても損金の額に算入することが認められないものもあるということです。

Q 信託法が改正され、遺言代用信託というのが明文化されたそうですが、どんなものなのですか？

A 次のような信託です。

住遺言代用信託とは、委託者の死亡を始期として信託から給付を受ける受益者(死亡後受益者)について、次の定めのある信託契約をいい、死亡後受益者は、信託契約に別段の定めがない限り、委託者が死亡するまでは、受益者としての権利および義務が発生しないものとされています。

①委託者の死亡のときに受益者となるべき者として指定された者が受益権を取得する旨の定めのある信託
②委託者の死亡のとき以後に受益者が信託財産に係る給付を受ける旨の定めのある信託
特徴は、次の通りです。
①委託者は、死亡後受益者の変更権を留保する旨が契約に



において明確にされていなくても、死亡後受益者を変更することが認められる

②委託者は、死亡後受益者の同意を得ることなく、いつでも受益者との合意によって信託を終了させたり、受益者その他の契約条項を変更したりすることができる

Q 当社はこのたび、子会社を設立します。税務署にはどんな届出が必要ですか？

A 次の書類が必要です。

- 法人を設立した場合には、次の書類を提出期限までに提出しなければなりません。
- ①法人設立届出書：設立の日以後2カ月以内
 - ②青色申告の承認申請書：設立の日以後3カ月を経過した日と設立の日の属する事業年度終了の日といずれか早い日の前日
 - ③棚卸資産の評価方法の届出書：設立の日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限
 - ④減価償却資産の償却方法の届出書：提出期限は③と同じ
 - ⑤有価証券の1単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書：提出期限は、有価証券を取得した日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限
 - ⑥外貨建資産等の期末換算の方法の届出書：外貨建資産等の取得または発生の原因となつた外貨建取引を行った日に属する事業年度に係る確定申告書の提出期限



- 申告書の提出期限
- ⑦給与等の支払事務所の開設届出書：事務所を開設した日から1カ月以内
 - ⑧源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書(給与支給者が常時10人未満)
 - ③から⑥については届出書を提出しなかった場合には、法定の方法が適用されます(法定方法以外を選択する場合は届出が必要です)。

Q 償却資産とはなんですか？また、償却資産税はどんなものにかかるのですか？

A 機械、器具、備品で一定金額以上のもので取得、保有している場合は償却資産税がかかります。

償却資産とは、事業用の構築物、機械および装置、船舶、航空機、車両および運搬具、工具、器具および備品をいいます。
償却資産を取得、保有している事業者は、償却資産税の申告をしなければなりません。
申告の対象にならない償却資産には、次のものがあります。
①使用可能期間が1年未満または1個(または1組)当たり取得価額が10万円未満の償

- 却資産で、税務上一時に損金または費用に算入されたもの
②1個(または1組)当たりの取得価額が20万円未満の償却資産で税務上3年間で一括して損金または必要経費に算入されたもの
③商品、貯蔵品
④無形減価償却資産(ソフトウェア、漁業権、特許権等)
⑤自動車税または軽自動車税の課税対象となる自動車等
⑥生物(観賞用、興行用は除く)、立木、果樹
⑦書画骨董(複製等は除く)
償却資産税の申告は、毎年1月31日となっていますが、課税標準額が150万円未満である場合には課税されません。